

### 指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和6年 1月 7日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		更新年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第382号	株式会社 大松商会	東京都品川区 東中延一丁目 12番23号	松田 有紀子	株式会社 大松商会 市原営業所	市原市松ヶ島 1-16-19 2F	令和6年11月11日  (令和12年3月15日)
指定第382号	株式会社 大松商会	東京都品川区 東中延一丁目 12番23号	松田 有紀子	株式会社 大松商会 成田営業所	成田市並木町 145-27 高木ハイツⅡ 1F	令和6年11月11日  (令和12年3月15日)